

介護分野協議会決定第1号
令和7年4月21日

介護分野の特定技能外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等

本協議会事務局は、出入国在留管理庁から厚生労働省に提供された情報の活用方法を下記の第1条から第3条までで、本協議会が把握した情報を厚生労働省を通じて出入国在留管理庁に情報提供することを第4条及び第5条で定める。

記

第1条 協議会事務局は、出入国在留管理庁から厚生労働省に提供された介護分野における改善命令又は欠格事由認定を受けた特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、当該特定技能所属機関への巡回訪問等での指導・助言、構成員資格の要件の確認及び介護分野における不適正な受入れの防止のための周知・啓発に活用する。

第2条 協議会事務局は、出入国在留管理庁から厚生労働省に提供された介護分野における行方不明となった特定技能外国人の所属する特定技能所属機関の情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、当該特定技能所属機関への巡回訪問等での指導・助言及び介護分野における特定技能外国人の行方不明防止のための周知・啓発に活用する。

第3条 協議会事務局は、出入国在留管理庁から厚生労働省に提供された本協議会における構成員資格の要件を欠く疑いがある構成員に関する情報のうち、特に当該協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を、巡回訪問等での指導・助言、構成員資格の要件の確認及び周知・啓発に活用する。

第4条 協議会事務局は、特定技能所属機関に関する不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合には、厚生労働省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該情報の提供を行う。

第5条 協議会事務局は、本協議会から構成員が除名された場合は、厚生労働省を通じて出入国在留管理庁に対し、当該構成員に関する情報の提供を行う。

第6条 協議会事務局は、第1条から第3条までの規定に基づき提供を受けた情報について、介護分野における特定技能外国人の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的での利用及び他者への提供を行わないこと並びに提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。

以上